

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例				
条 例 番 号	昭和25年神奈川県条例第69号	法 規 集	第15編第5章第1節		
所 管 室 課	警察本部警備部警備課				
条 例 の 概 要	集会、集団行進及び集団示威運動（以下「集団行動」という。）に関し、公共の安全を保持するために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、集団行動に関し、公共の安全を保持するため、許可の申請等必要な事項を定めたものであり、毎年一定件数の集団行動があることから、必須の条例である。			許可件数 26年度 390件 27年度 425件 28年度 357件 29年度 331件 30年度 335件
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例により、集団行動は公共の安全と秩序の維持が保たれた状態で行われており、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	許可の申請は、主催者が集団行動を行う日時の72時間前までに行うこととし、また、公安委員会は集団行動を行う日時の24時間前までに主催者に許可に係る書面を交付することとするなど時間的制約を定め、効率的な運用がなされている。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、「公共の安全の保持」を目的としており、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合政策である「かながわランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	本条例は、集団行動に関し、罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、県民の権利を不当に侵害しないよう解釈規定を設けるなどしており、合理的な範囲であって、憲法、法令等に抵触しない内容である。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				